

金宋間における天眷年間の和議に関する再検討

——西夏の動向に関連して——

西 尾 尚 也

はじめに

皇統二（宋紹興十二・一一四二）年に金宋間で結ばれた和議^①が、兩國の百二十年に及ぶ外交関係において靖康の変以来の転機となったことは周知の事実である。この和議が成立するまでの兩國の交渉は紆余曲折を極めたが、なかでも天会十五（宋紹興七・一一三七）年の末から皇統二年の初めまでのわずか五年ほどの間の兩國の関係はめまぐるしいものがあつた。すなわち、華北の傀儡政権「齊」の廃絶と金への併合、そして旧齊の大部分の領土返還を伴う和議とその崩壊、再度の交戦と和議、という一連の経過である。この流れの中から国境線の画定、歳貢ないし歳幣の授受等その後の金宋関係をめぐる基礎的な枠組みが構築されるわけであり、この間の経緯は決して看過することはできない。この金宋関係の枠組み形成という観点から、改めてこの一連の事件を眺めてみると、不審な点が浮かび上がってくる。すなわち天眷元（宋紹興八・一一三八）年の末に結ばれた和議で兩國の合意のもとに行われた金から宋への領土割譲である。中央集権化政策の一環と

して傀儡政権を廃止し、華北の直接統治に乗り出したはずの金朝政府が、にわかに政策を転換し旧齊領の大部分を手放して宋と和議を結んだのはまだしも、わずか一年ほどで和議を破棄して故地の回復に乗り出すのである。如何にも一貫性を欠いた動きと言わざるを得ない。

皇統和議に至る金宋関係の経緯については既に多くの先行研究があり、なかでも外山軍治氏は最も詳細な考察を行っている^②。また天眷和議における領土割譲については張星久氏や呉泰氏等に専論がある^③。これら各氏の論考では天眷和議の成立と崩壊の原因を、金による宋軍殲滅を目的とする謀略説や黄河旧河道以北の金領を確保するための切り捨て説などを退けて金朝内部の権力闘争に求めている。だが後述するように、この説では真の原因を説明することはできない。

そこで本稿では従来等閑視されてきた西夏と金宋兩國との関係に注目して新たな仮説を提示し、それをもとに天眷和議とそれにとまなう領土割譲をめぐる諸事件について分析を加え、当時の金宋関係、ひいては当時の東アジア国際関係史を考察するための新たな視座を提起したい。

一、天眷和議をめぐる諸問題

天眷和議に向けた金宋両国の外交交渉は天会十五（宋紹興七・一一三七）年正月、金の右副元帥宗弼による南宋に対する徽宗崩御の通告を端緒として始まる。⁴この報に金側の和平への意志を読み取った南宋の高宗は秦檜を枢密使に起用して和平交渉にあたらせた。一方の金では祁州に駐屯していた宗室出身の左副元帥撻懶が交渉を取り仕切ることになる。この両者の交渉の過程で領土割譲問題が浮上するのである。それは宋側から旧都である東京開封府など三京を包摂し墳墓の地でもある河南の返還を申し入れたことを発端とするものであった。当時、河南は金の直轄領ではなく傀儡政権である齊の領土となっていた。しかし金の華北統治政策や対宋戦略の一環として建国された齊は、既にその存在意義を失いつつあったため、宋との和平交渉の進展と並行するように、この年十一月に廃止、金に併合された。これにより領土割譲問題における障害は除かれ、和議の条件の中に、金は山東地方を除く旧齊領土を宋に割譲する、という項目が加えられることになった。この決定に関しては、山東を地盤とする撻懶個人の意向が投影されていることは明白であり、⁵その点特に異論を差し挟む必要もない。むしろ注目すべきは残りの地域、すなわち宋側の要求した河南に加えてなにもえ陝西の割譲までもが行われたのか、である。この陝西の割譲を提議したのは金側なのである。だが不思議なことに当時の金側にはそれほどまでに宋に譲歩する理由が見当たらないのである。この事実は後に撻懶らが肅清される際、宋の力を背景として帝位の奪

取を企んでいる、という真偽の定かでない口実を与えることになるのであるが、これが事実だとしても過度の譲歩をみせた理由を説明するには不十分である。

金側の史料によると、この領土割譲を伴う和議の決定には、和議を推進する撻懶や太宗の長子宗磐、太祖の子の宗雋及び太宗系の宗室諸王と、和議そのものには賛成だが割譲には反対する太祖の庶長子宗幹を始めとする多くの廷臣達とが鋭く対立している。しかし結局は撻懶らの主張が反対意見を押し切り、これらの領土の割譲が決定された。天眷元（宋紹興八・一一三八）年の七月から八月にかけてのことである。ただ後述するように一年後、撻懶ら領土割譲を推進した面々が誅殺された経緯を見る限り、この時の両派の勢力は拮抗しており、汴京に駐屯して金側の割譲作業責任者となった太祖第四子の宗弼すら反対の立場であった。つまり反対派がどうしても割譲を阻止しようとするならば、領土割譲の実施に至るまでのいずれかの段階で阻止することは十分に可能だったということである。だが実際には金宋和議は成立し、河南及び陝西の割譲も滞りなく実行に移された。これはつまり反対派も最終的には賛成せざるをえない何らかの別な原因が存在した証左であり、それこそが領土割譲の実行された真の原因となる。金朝内部における権力闘争が、天眷和議成立そして宋への領土割譲に至る原因の一端であることは間違いないとしても、決して主因ではありえないのである。

ともあれ金は宋の要求した領土割譲と徽宗の梓宮および高宗の生母韋氏の送還という条件を受諾する代わりに、宋に対し金の冊封を受けて臣礼を執らせ、歳貢を支払うという宋にとっては屈辱的な条件を受

諾させ、天眷元（宋紹興八・一一三八）年十二月に和議は成立した。領土の割譲については翌年三月に実行に移され、さらに徽宗の梓宮と韋氏の引き渡し準備も着々と進められていた。

このように和議の各項が順調に履行されつつあった同年六月、金の政權中枢に異変が起こる。

（天眷二年）六月……辛亥、吳十謀反、伏誅。

〔金史〕卷四・熙宗本紀

この呉十なる人物の供述により金の政權中枢は大きな衝撃を蒙ることになるのである。以下、『金史』本紀の記述により、その経緯を追っていくと次のようになる。

（天眷二年）七月辛巳、宋国王宗磐・兗国王宗雋謀反、伏誅。丙

戌、以右副元帥宗弼為都元帥、進封越国王。丁亥、以誅宗磐等、

詔中外。己丑、以左副元帥撻懶為行台左丞相……。甲午、咸州詳

穩沂王暈、坐与宗磐謀反、伏誅。辛丑、以太傅・領三省事宗幹為

太師、領三省如故、進封梁宋国王。八月辛亥、行台左丞相撻懶・

翼王鶻懶及活离胡土・撻懶子幹帶・烏達補謀反、伏誅。九月戊寅

朔、降封太宗諸子。

〔金史〕卷四・熙宗本紀

以上の史料に見られるとおり撻懶や宗磐ら宋との和議を推進し領土の割譲を主導した面々が一掃され、代わって宗幹・宗弼ら太祖諸子を中心とする諸王が政權の中枢を占めたのである。宗幹は太師・領三省事として内政の最高責任者となり、宗弼は都元帥として軍の最高権力を握ることになった。この事件を契機に金の対外政策は一変し、翌天眷三（宋紹興十・一一四〇）年五月丙子、金帝熙宗が満を持して南伐の

詔を出すや金軍は直ちに南下を開始、割譲地域の奪還に乗り出した⁶。こうして天眷和議は完全に崩壊したのである。

以後の金宋間の攻防や皇統和議に至る経緯は既によく知られているので本稿ではふれず、先に示した疑問点、つまり金は何ゆえ宋に対し領土割譲という過度の譲歩をしてまで和議を結んだのか、という点とも密接に関わるもう一つの疑問について注目したい。それはすなわち宋に対し過度とも思える譲歩をしてまで結んだ和議を、何ゆえわずか一年足らずの間に破棄して再び宋との開戦に踏み切ったのか、である。これは次のようにも換言することが出来る。つまり撻懶・宗磐らの排除が、領土割譲履行後の天眷二年七月でなければならなかったのはなぜか、である。これらの問題を解決するにあたり、ひとまず当事者である金宋両国から視点を転じ隣国である西夏に注目してみたい。

二、西夏における情勢の変化

金で政変が勃発し天眷和議が崩壊の一途を辿っていた丁度同じ時期、金宋両国に隣接する西夏においても国内を揺るがす出来事が起こっている。国王李乾順の死去である。

崇宗李乾順が死去したのは天眷二（宋紹興九・一一三九）年六月四日、享年五十七であった⁷。西夏が、金の興起と遼の滅亡、さらに宋の南渡という激動の二十年間を乗り切り、そればかりか後述するように国際情勢を利用して領土拡大政策を推進し、それなりの成果をあげたのには、国王たる李乾順の政治的手腕によるものが大きかったことは

間違いない。彼の存在があったればこそ、西夏は建国以来最大の領域を実現できたのである。

彼の後を継いで王位についたのは長子の仁宗李仁孝である。即位当時、わずか十六歳であった。一般に若年の王を戴くと国内が不安定化するのを避けられないものであるが、西夏の場合もその例外ではなく、それは叛乱という形をとって現実化した。

夏四月、夏州統軍李合達、拋城叛。

合達、本蕭姓、為遼国撻馬、扈成安公主至夏。有口才、驍勇長騎射、乾順留之、始授文思使、転右侍禁。嘗従征討有勞、陞副都統、賜国姓。……経乾順臣金、上書切諫、不聴。及公主卒、益怏怏不自適。聞耶律大石在西域、遣間使訪之、不得要領而返。是時因仁孝新立、自恃宿将有功謀作乱。……合達尽散家財、給軍士、拋州城叛、遣兵四出假擾。

〔西夏書事〕卷三五・紹興十年四月条

とあるように、新王即位より一年も経たない天眷三（紹興十・一一四〇）年四月、契丹人の李合達が西夏国内の契丹系勢力を糾合して夏州に抛り、反旗を翻したのである。以下、『西夏書事』の記述に従って経過をみていくと次のようになる。

六月、合達圍西平府。

秋七月、合達分兵陷塩州。

八月、静州統軍任得敬、請兵討夏州。

冬十月、任得敬復夏州。

進攻塩州、擊蕭合達、大破之、合達走死。

十二月、以任得敬為翔慶軍都統軍、封西平公。

〔西夏書事〕卷三五

合達の軍は六月には西平府を圍み、七月には別軍が塩州を陥れるなど、一時かなりの強勢を誇った。しかし八月に入ると静州統軍の任得敬が討伐に乗り出し、にわか形勢は逆転する。任得敬は十月に夏州を回復、さらに塩州で合達の軍を破って叛乱の鎮圧に成功した。このように叛乱自体は勃発から半年ほどで鎮圧されたものの、これより後、僅かな例外を除いて西夏の対外的な軍事行動は影を潜めることになる。金との関係にしても皇統元（一一四一）年正月には権場の設置が認められて両国の間で定期的な交易が行われるようになり、安定した関係が築かれることになるのである。こうした従来の拡大政策からの転換が、新王即位と叛乱勃発をきっかけになされたのは間違いない。

ではこれが果たして隣接する金宋両国による天眷和議、特に領土割譲の問題に何らかの影響を与えたのであろうか。

三、天眷和議の新解釈

先に述べた西夏国内における情勢の変化と金における政変、さらに戦争再開に至る経過を重ね合わせて見ると非常に興味深い関連が浮かび上がる。まず西夏国王李乾順の死去と新王李仁孝の即位があったのは天眷二（宋紹興九・一一三九）年六月四日のことであった。金においては一連の政変の引き金となった呉十の謀反伏誅が六月辛亥（三日）であり、さらに七月から八月にかけて宗磐・宗雋・撻懶らが次々と誅殺されている。また西夏で李合達の叛乱が起こったのが翌天眷三

(宋紹興十・一一四〇)年四月のことであり、金が宋との戦争再開に踏み切ったのが五月丙子(三日)である。このように西夏における情勢の変化と金におけるそれとがおおよそ一ヶ月の間を置いて対応しているのである。これらが相互に関連するものとして合理的に解釈すれば、次のような仮説が立てられよう。

すなわち老練な西夏王李乾順の死と若年の新王の即位により西夏の軍事的脅威が減じたことと判断した金の割譲反対派は、割譲推進派を一掃する政変を起こし、さらに叛乱勃発により西夏に対外的な軍事行動を起す余裕がなくなったことを見極めた上で、金は宋との戦争に突入した、ということである。もしこの推論が正鵠を射ているとするならば、先の領土割譲決定についても以下のような説明が可能となろう。つまり宋との和議を推進するにあたって金の朝廷において河南・陝西の割譲が提議された際、割譲反対派が最終的に割譲に同意したのは、陝西を領有し続けることにより南方から宋、北方から西夏、と腹背に脅威を受け続けるよりは、宋に割譲することにより西夏と宋を対立関係に追い込み、両国に対する金の立場を相対的に強化する方が賢明、とする見解があったから、ということである。これは宋側が河南の割譲を求めたことに対し、金が併せて陝西の割譲をも提案し実行したことの説明ともなる⁽¹¹⁾。

しかしながら従来では、西夏は遼の滅亡直前には金に対して臣属し、その後モンゴルの侵入をうける十三世紀初めまで長く友好関係が継続したとされており、この仮説とは相容れない。そこで金の建国期まで遡り、天眷和議の崩壊に至るまでの西夏と金・宋との関係について詳細に検証してみたい。

四、西夏の金への服属

西夏は古くより宋・遼の間にあつて複雑な外交関係を巧みな駆け引きで乗り切ってきた。特に遼に対しては臣礼をとり、あるいは公主の降嫁をうけるなど、密接な関係を保っていた。宋との関係において遼の存在が後ろ盾として大きかったことは周知の事実である⁽¹²⁾。宋の元祐元(遼大安二・一〇八六)年にわずか四歳で即位し、元符二(遼寿昌五・一〇九九)年に弱冠十七歳で親政を開始した崇宗李乾順もまた再三にわたり公主の降嫁を請うた⁽¹³⁾。これに対して遼も乾統五(宋崇寧四・一一〇五)年三月に族女南仙を成安公主に封じて李乾順に降嫁させ、遼夏関係はいよいよ密接なものとなった。こうした関係上、天輔六(宋宣和四・遼保大二・一一二二)年、西夏は天祚帝救援を名目に將軍李良輔の率いる三万の兵を派遣し、金に対して明確に敵対の意を表した。ところが婁室、幹魯に率いられた金軍によって天徳軍境に大敗を喫してしまう⁽¹⁴⁾。金軍を恐れた西夏は以後、遼に対し援軍を派遣しようとはせず、代わりに天祚帝を領内に迎え入れるべく、雲内まで逃れてきていた天祚帝のもとに使者を派遣した。この提案に対し天祚帝は李乾順を西夏皇帝に封じ、重ねて援軍派遣を要請した⁽¹⁵⁾。このような天祚帝の勢力と西夏の接近を恐れた金の將軍にして太祖第二子である宗望は、

宗望至陰山、以便宜与夏国議和、其書曰、奉詔有之、夏王、遼之自出、不渝終始、危難相救。今茲已举遼国、若能如事遼之日以効職貢、当聽其来母致疑式。若遼主至彼、可令執送。

〔金史〕卷一三四・西夏伝

と西夏に圧力をかける。その結果、

天会二年、始奉誓表、以事遼之礼称藩、請受割賜之地。宗翰承制、割下寨以北・陰山以南・乙室耶剌部吐祿濼之西、以賜之。

〔金史〕卷一三四・西夏伝

とあるように天会二（一一二四）年、西夏は金に対し藩と称して臣礼をとり、金は見返りとして旧遼領の一部を割譲し、ここに金と西夏との和議が成立した。これにより逃げ場を失った天祚帝は翌天会三年二月、金軍に捕えられ遼は名実ともに滅亡することになる。以後、両国の関係は金末の貞祐年間（一一三〇―一七）まで約九十年間にわたり変わることなく、この間一貫して両国の友好関係は保たれたかにみえる。だが実際はどうであったのだろうか。

五、金宋戦争と金夏関係

天会三（一一二五）年二月に遼を滅ぼした金であるが、その年の十月に太宗は伐宋の詔を発し、平州から進発した東路軍と大同から進発した西路軍の両軍を主軸に進入を開始した。これと呼応して西夏も軍を宋の領内に進めた。これは金と西夏の間で事前に結ばれた盟約による行動であった。すなわち金は宋領である陝西の経略が済み次第、北部を西夏に割譲するというものである。この盟約に基づき西路軍の総帥である宗室出身の有力者、左副元帥の宗翰が河東の宋軍を牽制する目的で西夏軍に麟州への侵攻を要請し、西夏もこれに応えて出兵したのである。あたかも遼滅亡後の金夏両国の友好関係を象徴するかのよ

うな場面だが、その後の状況を見ると実質は全く異なっていた。

是時、夏人已受盟、遼主已獲、耶律大石自立、而夏国与婁室書、責諸帥棄盟、軍入其境、多掠取者。希尹上其書、且奏曰、聞、夏使人約大石、取山西諸郡、以臣觀之、夏盟不可信也。上曰、夏事酌宜行之。軍入其境、不知信与否也。大石合謀、不可不察、其嚴備之。

〔金史〕卷七三・完顏希尹伝

これは遼の滅亡後、金宋戦争勃発以前の天会三（宣和七・一一二五）年八月に起こった事件である。これを見る限り金側が遼の滅亡後も西夏と西遼との通交を疑っていたことは明白である。さらに対宋開戦後にも

（靖康元・一一二六年三月）……金貴人兀室（即完顏希尹）以数万騎、陽為出獵、掩至天德、逼逐夏人、悉奪有其地。夏人請和、金人執其使。

〔宋史〕卷四八六・夏国伝下

とあるように、領土をめぐる両国間の紛争を伝える記事が散見される。これはもと遼の領土で、その滅亡後、一度は西夏に割譲されていた天德・雲内を、金側が実力で奪い返したという事件であり、『西夏紀』では金と西夏が「於是絶好」とまで述べる¹⁹。これは一時的な断交であったと思われるが、いずれにせよ、当初の金夏関係はとかく円滑を欠き、両者の間に信頼関係が醸成されるような状況でなかったことは間違いない。

さらに金夏の衝突は宋領内でも起こっている。

及婁室定陝西、婆盧火率兵、先取威戎城。軍至威戎東与敵遇、擊

走之、生致二人、問之、乃知為夏將李遇取威戎也、乃還其人、而与李遇通問。李遇軍威戎西、蒲察軍威戎東、而使使議事于婁室。婁室報曰、元帥府約束、若兵近夏境、則与夏人相為犄角、毋相侵犯。李遇使人來曰、夏国既以天德・雲内帰大国、大国許我陝西北鄙之地、是以此。蒲察等遂旋軍。睿宗既定陝西、元帥府不欲以陝西北鄙与夏国。詔曰、卿等審処所宜従事。

〔金史〕卷一三四・西夏伝

夏五月、取威戎軍。

乾順遣將軍李遇兵、取威戎城、金將婆盧火先取之、軍于城東、遇前鋒將与戦、不利。遇至、軍城北、遣書婁室曰、夏国以天德・雲内帰大国、大国許我陝西北鄙之地、是以此。婁室命婆盧火撤兵退。

〔西夏書事〕卷三四・靖康二年五月条

これらの二つの記事は靖康の変直後の天会五（一一二七）年五月に、威戎城を舞台にして起こった事件を述べたものである。双方の史料で内容に微妙な食い違いはあるが、おおよそ以下のような事実が浮かび上がる。まず、金夏兩國の間で先述した天德・雲内を金領とする代わりに、新たに陝西の北辺を西夏の領土として割譲する取り決めがなされていたこと、次にそれにもかかわらず、金夏間で軍事衝突があったことである。戦闘自体は偶発的なものであったと思われるが、それでも取り決めが金軍の末端まで浸透していなかったことは明白であり、もとより遵守する気がなかったことを表している。

こうした金軍の態度は、以下に挙げる史料が雄弁に物語っているように、金の將帥が西夏の動向に対し常に警戒の目を光らせていたこと

が反映された結果である。

宗翰会宗輔伐康王、命婁室・蒲察專事陝西、以婆盧火・繩果監戰。繩果等遇敵於蒲城及同州、皆破之。婁室・蒲察克丹州、破臨眞、進克延安府、遂降綏德軍及靜辺・懷遠等城寨十六、復破青澗城。宋安撫使折可求以麟・府・豊三州及堡寨九、降于婁室。晋寧所部九寨皆降、而晋寧軍久不下、婁室欲去之、賽里不可曰、此与夏隣、且生他変。

〔金史〕卷七二・婁室伝

これは先の事件から二年近く経った天会七（宋建炎三・一一二九）年二月の状況であるが、引き続き陝西方面の計略を担当していた婁室やその幕僚たちが、依然として西夏の動向を警戒している様子が見られる。

また次のような記事もある。

太宗下詔伐康王。河北諸將欲罷陝西兵、併力南伐。河東諸將不可曰、陝西与西夏為隣、事重体大、兵不可罷。宗翰曰、初与夏約束攻宋人、而夏人弗応。而耶律大石在西北、交通西夏。吾舎陝西、而会師河北、彼必謂我有急難。河北不足虞、宜先事陝西、略定五路、既弱西夏、然後取宋。宗翰蓋有意于夏人也。

〔金史〕卷七四・宗翰伝

この記事は天会六（宋建炎二・一一二八）年前後、高宗の討伐軍を派遣するに際して行われた議論の顛末を描写したものである。従来、靖康の変当時の東路軍の流れをくむ河北の諸將と、宗翰の率いた西路軍の後身である河東の諸將との対立関係を示すものとして取り上げられることの多い史料であるが、金夏関係の史料として見ても興味深い指

摘がなされている。なるほど河東の諸将が西夏の脅威を述べるのは、河北の諸将に対する対抗上、多分に誇張も含まれるであろう。ただ宗翰の言によれば、西夏は当初、対宋戦への協力には消極的だったことになり、前述の西遼との関わりをも含め、西夏を仮想敵国と位置づけていたと考えても、あながち誇張ではなからう。いずれにせよ、当時の金軍の実力者である宗翰の西夏観が如実に表れた興味深い史料である。

このように遼の滅亡から対宋戦が開始された当初にかけての金夏兩國の關係はさほど緊密ではなかった。戦争協力がなされる一方で武力衝突も起こるなど、むしろ互いに警戒の目をもって眺めていたのである。こうした状況のもと、華北に金の傀儡である齊が建国され、新たな局面を迎えることになる。

六、齊の成立と金夏關係

金は天会五（宋建炎元・一一二七）年に始まった華北経略により、河北はもとより河南・山東にまで及ぶ広大な領域を占領下においてが、華北北部を元帥府が直接統治した以外は傀儡の漢人政權に統治を委ねた。すなわち劉豫の齊国である。⁽²²⁾ 天会八（宋建炎四・一一三〇）年九月に建国された当初の齊の領域は、当時金の勢力下にあった山東と河南に限られた。だが建国直後に金軍は富平で宋軍に対する決定的な勝利を収めたため、その後の陝西経略は順調に進展し、翌年十一月には陝西の大部分も齊領に編入された。ここに陝西において西夏と齊が境を接することになり、その後の西夏の動向に変化をもたらすこと

になる。

そもそも齊の領土は、靖康の変直後に張邦昌を皇帝の座に据えて建てられた楚の領域に準ずるものとされた。特に楚の建国時における陝西方面について西夏との領土分割をめぐって次の通り明文化されている。

東自麟府路洛陽溝、東底黃河西岸、西歷暖泉堡、鄜延路米脂谷・大谷・米谷・開光堡・臨夏城・聖塔谷・威戎城・萬安川・殄羌寨・盧関川・杏子堡・鶉鴿谷・萬全寨・木場口・累勝寨・環慶路威戎寨・麥川堡・定辺軍・賀家原・阿原堡・木瓜堡・九星原・通歸堡・定戎堡・臥山臺・興平城・巢寨谷・曙鷄嶺寨・秦市川・委布谷口・涇原路威川寨・賀羅川・賀羅口・板井口・通関堡・古蕭関・秋山堡・綏戎堡・秋鏤川口中路堡・秋鏤川堡・西安州・山前堡・水泉堡・定戎寨・乱山子・北谷川・秦鳳路通懷堡・打乘川・征原堡・古会州。自北直抵黃河、依見今流行、分熙河路尽西辺、以限楚夏之封。

（『大金弔伐録』與楚計会陝西地書⁽²³⁾）

先述した西夏への陝西北辺の割讓はこの取り決めに拠っており、西夏軍の陝西侵攻も一応はここに示された領域の確保を名目として行われている。威戎城をめぐる金夏兩軍の衝突にしても、国境線上の軍事拠点の帰属を争うものであったわけである。

だが西夏は、この領土割讓で満足したわけでは決してなかった。齊への陝西割讓が行われた翌年正月に西夏が金に派遣した賀正旦使は、こともあろうに既に齊領に編入された環州及び慶州を西夏へ割讓するよう要求したのである。一見唐突にみえる西夏の要求だが、これには

以下のような事情があった。

先にも触れた通り天会八（宋建炎四・一一三〇）年九月、富平の戦いで宋軍は金に大敗を喫したのだが、翌月この敗戦の直接の原因をつくった環慶路経略使の趙哲が責任を問われ、この方面での全権を南宋政府より負託されていた張浚によって斬られた。この処置に趙哲の部下である環慶路統制の慕洧は身の危険を感じたのか、はたまた宋に見切りをつけたのか、環・慶の二州をもつて西夏に降ったのである。²⁵慕洧は在地の豪族であつたらしく西夏へ帰属した後も引き続き当地に留まっていたようであるが、一年後の天会九（宋紹興元・一一三一）年十月、金軍がこの方面に迫り、慶州が陥落すると今度は環州をもつて金に降ったのである。一月後に環州と慶州はそのまま齊の領土に組み込まれ、慕洧も齊に仕えることとなった。先の西夏使節の領土割譲要求は、こうした経緯を前提に行われたわけであるが、無論受け入れられることはなかった。

先の取り決めで西夏領とされたのは環州・慶州の北辺部分だけであるから、二州の北辺部分のみであれば金も西夏の要求に応じるべきであり、西夏側も北辺部分のみの割譲を要求するならば、その正当性は疑うべくもない。しかし兩國ともが二州全域の領有を望んだということとは、双方とも取り決めに遵守する気がなかったことになる。特に西夏にとつてそれは領土拡大の足枷以外の何物でもなかった。

こうなると西夏が友邦であるはずの齊に対して軍事行動をとること、も何の不思議もないことになる。事実、西夏は行動を起こした。

齊国建、涇原路経略使張中孚、拳（龐）迪権知懷徳軍、兼沿辺安撫使。夏人合軍五万、薄懷徳城、迪開門待之、夏人不敢入。因以

数千騎、分門突出、遂破之、斬首五百級、獲軍資羊馬甚衆。

（『金史』卷九一・龐迪伝）

秋八月、攻偽齊懷徳軍、不克。

靖康中、夏兵破懷徳、設兵戍之。及金人以陝西地畀劉豫、命夏国割懷徳与之。乾順心怏怏。時豫寇伊陽、知其無備、以五万衆攻之。知軍事龐迪開門以待、夏兵疑不敢入。迪以数千騎分門突出、夏衆驚潰、失軍資牛羊甚夥。

（『西夏書事』卷三四・紹興三年八月条）

これらは天会十一（宋紹興三・一一三三）年に敢行された西夏の軍事行動の顛末を記録した史料である。懷徳軍は『西夏書事』の記事にも見える通り、靖康元（金天会四・一一二六）年十一月に西夏によって占領されたが、後に齊の領土となっていたものである。この処置に不満を抱いていた西夏側は、齊が河南方面に軍を集中している隙に奪還を狙ったものの、守將龐迪の采配によって撃退された。この事件は翌月に齊の賀生日使によつて金に報告され、西夏の賀生日使はこの行動を責める詔を受け取る羽目になる。

こうして金夏関係は齊を挟んで徐々に冷ややかなものとなつていったのである。

七、齊の成立と夏宋関係

ここで視点を西夏と宋との関係に転じて時代を遡つて眺めておきたい。

西夏と宋とは西夏の建国以来、和戦を繰り返す不安定な関係であつ

た。特に元豊四（一〇八二）年、宋が西夏の内乱に乗じて出兵して以後は、ほぼ恒常的な交戦状態となっていた。崇宗李乾順が即位した宋の元祐元（一〇八六）年以後も毎年のように両国間で戦鬪が頻発しており、金の建国以後もその状況はかわらなかつた。当時の宋と西夏の關係を物語る興味深い史料が、宋から金に送られた外交文書に残っている。

……夏国素務矯詐。昨聞、嘗遣使金国賀功、其实力助契丹。至公行文字、詆毀金国甚切、及勾集兵借与契丹。聞累与金国接戰、已占契丹金肅州・河清軍・天德軍・雲内州。若不討伐、常作隄防、必為金国深患。其詆毀文字、可付与使人。

（『三朝北盟会編』政宣上帙九・宣和四年九月十八日甲戌条）
……夏国素号狡猾、唯務詐誕、与昏主实甥舅唇齒之国。日近上表、乞本朝勾退北边兵馬、文字内指言貴朝、仍自云、与昏主累世姻親、已詢訪得知拋所、及称奉昏主之命、軍州及土地人民、權令守護招集、無使叛賊一向擄掠。故夏国起集援兵、屯於境上。并拋边臣累奏、夏国見勾集重兵、広備糧食、借助昏主、軍声甚大、用意非淺。除已指揮河東等路整備禦逐外、深恐貴朝欲知其詳、所有真本文字、今付去人。

（『大金弔伐録』所収、宣和五年三月南宋回書付白劄子）
これら二つの史料は、対遼戦争が燕京攻防戦の局面に至つた天輔六（宋宣和四・一一二二）年から翌七年にかけての時期に出された文書の一節である。いずれも遼への援助を続け、金に敵対的な姿勢をとる西夏に警戒を怠らないよう呼びかけるものであるが、これは遼滅亡後の外交關係をにらんだ布石にほかならない。近い将来、金と西夏が同

盟して宋に対抗することを阻止する狙いである。いずれにせよ、この時点で宋と西夏の關係が良好でなかつたことだけは間違いない。

その後、金宋戦争の勃発に乗じて西夏が宋の陝西北辺へ侵略の手を伸ばしたことは先に述べたとおりである。西夏軍の侵攻だけでも食い止めたい宋は建炎年間、しきりに西夏へ使節を派遣して和議を求めたが、当然ながら受け入れられることはなかつた。ところが齊の出現によつて、宋夏両国の關係がにわかに変化を見せ始める。

すなわち天会十（宋紹興二・一一三二）年八月に西夏の使者が呉玠・関師古の軍中に派遣されてきたのである。これは前年十月に和尚原で四川侵入を図つた金軍を撃退した呉玠が、直後に西夏に対し独自に書状を送り、金の背後を脅かすよう依頼したことに対する反応なのであるが、書状の到来より一年近く経過してからの反応には別に意図があつた。この年は陝西の地が齊に割譲された翌年にあたり、西夏による環・慶二州の要求が拒絶された年でもある。つまり悪化しつつあつた金との關係をにらみながら、宋とも關係を保つておこうという意図が見て取れるのである。またこの時期は金軍が宋に対して大規模な出兵を計画しており、四川方面にも大軍が派遣されることになつていたことをみれば、或いはこれとの關係を考慮すべきかも知れない。

秋八月、与金惡、始遣使如川陝、請通好。金主立陝西元帥府、不欲以北鄙地与夏、粘没喝（||宗翰）聚兵雲中、将取川陝。乾順恐其凶、已举国屯境上備之、並遣使至呉玠・関師古軍中、請通好。

（『西夏書事』卷三四・紹興二年八月条）
これは『西夏書事』にのみ見られる記事であるが、ここには明確にはないものの、金軍の矛先が西夏に向くことを恐れる王の態度が伺え

る。

さらに二年後の天会十二（宋紹興四・一一三四）年十一月にも西夏は四川の呉玠の軍に対して使者を派遣している。

（紹興）四年十二月、呉玠奏夏国数通書、有不忘本朝意。

（『宋史』卷四八六・夏国伝下）

と『宋史』⁽²⁸⁾などでは簡単に述べるのみだが、ここでも『西夏書事』は独自の記事を載せている。

十一月、遣使如川陝、請伐金。

金主從劉豫請、將使窩里哩・撻懶等南侵、陝西都統粘沒罕（|| 宗翰）以前兩次徵兵不応、請先弱夏、然後取宋。乾順聞之、遣使至四川、言感朝廷德意願助兵伐金。呉玠以聞。

（『西夏書事』卷三四・紹興四年十一月条）

実際に宗翰がこのような発言をしたかどうかは不明であり、金による出兵要請についての記事も他の史料には表れず、些か信憑性に欠ける記事ではある。だがこの時期、金齊の連合軍が大挙して宋に侵攻しており、二年前と同様これが西夏に対する脅威となることを恐れていたことは、充分にあり得ることである。

齊の建国は宋に対する脅威であると同時に、西夏に対しても間接的に脅威を与えずにはおかず、それが結果として宋と西夏の曖昧な形での関係修復を促すことになったわけである。

八、天眷和議成立前後における西夏の動向

これまで述べてきたように、西夏は金に服属していたとはいえ、金

軍に積極的に協力するわけではなく、特に齊の成立以後はむしろ軍事行動を敢行するなど、非友好的な態度が目立っていた。一方で、宋に対しては当初敵対的な態度をとっていたものの、齊が建国されて以後は使者の往来を行うなど、融和的な態度をみせながら実際に宋軍に対し援助することはなかった。つまり西夏は金宋の間であって曖昧な態度を取りつつ、巧みに両端を持っていたのである。これは嘗て宋遼間にあつて西夏がとつてきた伝統的な外交態度であるが、その当時と比べても極端に揺れ動いた各国間のパワーバランスの中で領土拡大などの成果を挙げ得たのは、ひとえに国王李乾順の老獪な政治手腕によるものと思われる。こうした西夏の態度は金宋双方にとり、無視できない危険な存在と見なす根拠となつた。特に国境を接する金にとつては軍事・外交の政策を立案実行するに当たり、看過できない影響を及ぼしていた。

では天眷和議成立直前の時期における西夏の動向はどのようなものであつたのだろうか。齊の建国によつて南方への領土拡大は困難になつていった西夏であるが、それでも金や齊の支配が弱かつたと思われる南西方面への領土拡大を図っていた。まず天会十四（一一三六）年七月に西寧州とその周辺の堡塞を攻め取り、翌年の九月には金に使節を派遣して西寧州の南方にある積石・楽・廓の三州（いずれも青海省）の割譲を要求し、首尾良く獲得に成功している。⁽²⁹⁾

一方、いったん西夏領となつた後、金の領土となつた天徳・雲中の方面においても

是冬……夏国主乾順遣兵渡河、自天徳軍至塔坦、取所亡馬而帰、

不仮道於金。時左監軍薩里干（|| 撒离喝）在雲中、不敢詰。

〔建炎以来繫年要録〕卷一〇七・紹興六年条

とあるように西夏軍の越境事件が起きている。⁽³⁰⁾ここで注目しなければならぬのは、このような西夏側の行為に対し、従来であれば金から強硬な抗議があつてしかるべきであるにもかかわらず、何の申し入れも行つていないことである。これを当地に駐留していた撒離喝の無能によるものと断じている史料もあるが、その真偽はともかく、西夏としてもこのような事件を起こすに当たっては、自国の実力についてある程度の自信があれば実行することはないと断言してよからう。

さらに深まる自信を背景に西夏軍は更なる軍事行動を実行に移した。

是春、夏人乗折可求之喪、陷府州。可求子彦文挈家、依金左副元帥魯国王昌（II撻懶）於大同府。後金人命彦文知代州。

〔建炎以来繫年要録〕卷一二七・紹興九年条

すなわち天眷和議成立直後の天眷二（宋紹興九・一一三九）年の春、金領である府州を攻め取つたのである。府州は五代末より西夏と同じくタングート系の折氏により中原の王朝の傘下にあつて代々支配されていたが、金の侵攻後も知府州の折可求が引き続き治めていた。だが天会十五（宋紹興七・一一三七）年にその彼が金の政争に巻き込まれて毒殺され、⁽³¹⁾当時の府州は権力の空白状態となつていた。この情報を掴んだ西夏が、容易に陥れることが出来ると踏んで侵攻したのである。対する金は国内事情の故か、これに何ら対応せず、うやむやの内訌に府州は西夏領となるのである。

遼の滅亡を契機に始まつた西夏の領土拡大政策は、ここにいたつて金に対する正面切つての軍事行動を敢行するまでになつた。西夏の動

向は金にとつて今や看過し得ないものとなりつつあつたのである。

九、西夏の陝西侵入とその挫折

これまで幾度か触れてきたように天眷和議の締結に至る交渉が徐々に進展しつゝあつた天会十五（宋紹興七・一一三七）年十一月、齊が廃止され金の領土に組み込まれた。これは大体において平穩裏に行われたが、一部では齊兵が叛乱を謀つたところもあつた。その一つに同州で起つた次のような事件がある。

齊国初廢、元帥右監軍撒離喝、馳馱撫治諸郡、至同州、故齊觀察使李世輔出迎、陽墜馬称折臂、昇婦。撒離喝入城、世輔詐使通判猷甲、以壯士十人、被甲上庁事、世輔自壁後突出、執撒離喝。猷英方索馬于外、变起倉卒、不得入。城門已閉、皆有兵衛、至東門、合荅雅領騎三十餘、与猷英遇、遂斬門者出。而世輔擁衆自西门出、猷英与合荅雅襲之、一進一退、以緩世輔、使不得速。世輔慮救兵至、乃要撒離喝与之盟、勿使追之。留撒離喝於道側、猷英識其声、与騎而歸。

〔金史〕卷七二・猷英伝

当時、元帥右監軍として陝西方面の金軍を統べる重責にあつた撒離喝が人質になるといふ前代未聞の事件である。首謀者である李世輔は紆余曲折の後に南宋に帰順して、高宗より顯忠の名を賜わり南宋中興の名將の一人として歴史に名を残すことになるのであるが、それはさておき叛乱に失敗した彼のその後を『宋史』李顯忠伝によって見てみよう。

…… 顯忠（李世輔）携老幼長驅而北、至鄜城、急遣人告永奇（世輔の父）。永奇即挈家出城、至馬趨谷口、為金人所及、家属二百口皆遇害。是日、天昏大雪、延安人聞之、皆泣下。

顯忠僅以二十六人奔夏國。夏人問故。顯忠泣、具言父母妻子之亡、切齒疾首、恨不即死、願得二十萬人、生擒撒里曷（李撒离喝）、取陝西五路于夏、顯忠亦得報不共戴天之讐。

〔宋史〕卷三六七・李顯忠伝

李世輔自身は撒离喝の首を手土産に宋への亡命を狙っていたものと思われるが、結局は西夏に亡命することになった。このように金に対しあからさまに敵対的な行動をとった人物を西夏が受け入れたことは、従来の西夏の対応から考えて極めて異例に属することである。⁽³³⁾だが、西夏はただ受け入れたばかりでなく、更に驚くべき行動をとる。先の引用史料の続きの部分を見て頂きたい。

夏主曰、爾能為立功、則不斬借兵。時有酋豪号青面夜叉者、久為夏国患、乃令顯忠囚之。請三千騎、昼夜疾馳、奄至其帳、擒之以歸。夏主大悦、即出二十万騎、以文臣王枢、武臣唃訛為陝西招撫使、顯忠為延安招撫使、時紹興九年二月十四日也。

〔宋史〕卷三六七・李顯忠伝

つまり西夏は李世輔を利用する形で、遂に延安方面への大規模な出兵を敢行したのである。もちろん西夏軍の二十万騎というのは大幅な誇張が含まれているようだが、目的から考えても出兵の規模が大きかったことは間違いない、それだけに西夏側の寄せる期待も大きかったと思われる。だが西夏軍が延安に到達した紹興九（金天眷二・一一三九）年六月の段階で陝西は既に宋に対して割譲されており、それを知った李

世輔が王枢を捕らえて宋に降つたため、出兵は西夏にとっては全くの失敗に終わった。ただ、ここで指摘しておかねばならないことは、李世輔の亡命とは関係なく当時の西夏軍には既に大規模な出兵の用意があったという事実である。すなわち金にとって西夏軍は現実の脅威となっていたのである。⁽³⁵⁾

だが西夏の脅威を感じていたのは金だけではない。それが宋とても同様であったことは次にみる慕洧の亡命事件をみても容易に理解できよう。

朝廷以河南・陝西賜宋、（張）中孚以官守隨例當留關中。熙河經略使慕洧謀入夏、將闡關・陝、（張）中彥與環慶趙彬、會兩路兵討之、洧敗入于夏。

〔金史〕卷七九・張中彥伝

これは陝西が宋に割譲されようとしていた天眷二（宋紹興九・一一三九）年二月に起きた事件である。先にも述べたように宋から西夏、さらに金に亡命し、齊の建国とともに齊の所屬となっていた慕洧は、旧齊領とともに宋に戻った際には身の危険が及ぶと考え、またしても関・陝の地をもつて西夏に降ろうとした。ところが、その企ては張中彦らによって阻まれ、結局は身一つで亡命することになったのである。西夏は彼をも受け入れ、山訛首領としたのであるが、これも必ずや陝西方面への勢力拡大のための布石であろう。陝西が宋の領有に帰そうとも西夏の領土拡大政策が変化するということはなかったのである。

こうした西夏の動きに対しては南宋政府においても警戒すべきだという意見があがっている。例えば領土割譲後に陝西宣諭使として陝西

に派遣された周聿は帰還して入見すると

陝西既帰、得地数千里、得兵十三万、得馬二万、有四塞之固、居天下上游、可謂疆盛。然陝西陷偽十有餘年、城池不修、器甲不備、異時四十万僅支一隅、今纔十三万而夏人不敢侵犯者、以金人精兵在内故也。今日金人尽去、土地闊遠、雖有要塞、其实甚虚

……。

〔建炎以来繫年要録〕卷一三三・紹興九年九月甲辰条

と述べて西夏の脅威に備えるよう上言している。西夏は金だけでなく宋においても脅威と見なされる存在と化していたのである。ところがその西夏に異変が起こった。それが崇宗李乾順の死なのである。

おわりに

これまで見てきたように崇宗李乾順の時代、西夏は一貫して領土拡大を目指してきたことには疑問の余地はなく、しかもその矛先は宋に対してだけでなく、金に対しても向けられていた。この事実はすなわち、天眷元（宋紹興八・一一三八）年に金が宋に対し、河南のみならず陝西までも含む広大な領域を割譲するという過度の譲歩をしてまで和議を結んだ背景には、差し迫る西夏の脅威が存在したということであり、さらにその後わずか二年足らずのうちに金が国内で政変を起こしてまで和議を破棄し、先に割譲した領土の奪還を目指して再び宋に侵攻を開始したのは、国王の死をきっかけにして西夏の脅威が著しく減少したと密接な関係があった、という先に掲げた仮説を強く裏付けるものである。つまり天眷和議の成立と崩壊の背後には、西夏と

いう金・宋の双方にとって脅威となりうる存在があったのである。

また李乾順の死をきっかけに起こった、その後の西夏国内における混乱については先に述べたとおりであるが、結果として国内の安定を優先せざるを得ない西夏は、対外積極策を放棄し金との通商を基盤とした友好関係を樹立することになった。従って金と西夏との実質的な友好関係の樹立は従来考えられてきたよりも遅く、仁宗李仁孝の時代、特に金から権場の設置を認められた皇統元（宋紹興十一・一一四一）年正月以後であり、金宋関係に画期的な転機となった皇統和議とほぼ同時期になるのである。

金の興起した十二世紀初頭から中葉にかけては、それまでの東アジア世界にあった遼・宋を頂点とする国際秩序の再編が開始される時期であり、各国・各勢力間の角逐、またそれぞれの内部における葛藤が互いに連鎖しあつて、状況は二転三転した。そしてその再編の一段落となるのが皇統和議と位置づけることができる。このような情勢下にあつては、金や宋のみならず西夏・高麗などについても国内問題と対外関係が密接な関わり合いを持つており、一国や二国の間だけで説明できる問題は極めて少ない。天眷和議の領土割譲をめぐる問題も決してその例外ではなく、むしろ多国間関係の考察を通じてのみ解明しうるのである。

注

(1) 本稿で取り上げる二次の和議、天眷元（一一三八）年の和議（以下、天眷和議）と皇統二（一一四二）年の和議（以下、皇統和議）は従来、前者の和議を無視して後者のみを紹興和議ないし金宋の第一次和議とするか、もしくはそれぞれ紹興八年、同十二年の和議な

いし第一次、第二次紹興和議とされることが多いが、本稿では金の年号で表記を統一する。

(2) 代表的なものとしては「熙宗皇統年間における宋との講和」(『金朝史研究』東洋史研究会 一九六四年)が挙げられるが、他にもこの間の経緯について触れた論文は多い。

(3) 張星久「試論紹興九年金人帰還陝西、河南の原因」(『宋史研究論文集』浙江人民出版社 一九八七年)、呉泰「試論金国帰還河南、陝西地区的目的」(『中国史研究』一九八五—三)、趙永春「金国帰還河南、陝西地目的新探」(『北方文物』一九九〇—一)。

(4) 注(2)に掲げた論文による。以下についても同様。

(5) 交渉の経緯については外山軍治「黄河河道を繞る金宋交渉」(『東洋史研究』二一四)に詳しい。

(6) 『金史』卷四・熙宗本紀。

(7) 『宋史』卷四八六・夏国伝下。但し『西夏書事』卷三五・紹興九年六月条では年五十六とする。

(8) 任得敬はもと宋の西安州通判で靖康元(一一二六)年九月に西安州が西夏に攻められた際に民を率いて降り権知州となっていたが、紹興七(一一三七)年に娘が崇宗李乾順の妃となったことから静州防禦使に任ぜられ、さらに翌年、娘が后となったことから静州統軍となっていた。叛乱鎮圧をきっかけに西夏における影響力を増していた任得敬は西夏仁宗朝における並ぶ者なき独裁者となったが、後に南宋と結んで王位篡奪を謀るも失敗し金の大定十(一一七〇)年誅殺された。詳しくは佐藤貴保「十二世紀後半における西夏と南宋の通交」(『待兼山論叢』三三八)を参照されたい。

(9) 『金史』卷四・熙宗本紀及び卷一三四・西夏伝。

(10) 西夏から派遣された告哀使が金の朝廷に到着したのは同年十月癸酉のことである(『金史』卷四・熙宗本紀、及び卷六十・交聘表上)。だが、この時期に公式の外交ルート以外に情報収集を行っていたことは間違いなく、遅くとも一月後には金にも国王死去の報は伝わっていたと考えて差し支えなからう。

(11) これに関しては『建炎以来繫年要録』卷一二五・紹興九年正月丙申

条に李心伝が興味深い注を附している。その部分を引用すると次の通り。「天眷二年正月十五日、金中禩書云、達賢元帥同四太子提重兵来廢劉豫、未敢明言割地事、尚称欲自有之、任張孝純為行台丞相、放赦寬恤、以鼓惑聳盲。先次計置般運帑藏、尽数過河、次遣張通古・蕭哲来、皆是元議定事。初約侯蕭・張奉使回、見得可否、方於河南出示割界文字。忽於今年正月間、陝西帥司申報、夏国大軍庄境、并密封夏国榜来、時四太子方在東京、慮背腹受敵、幾於失措、大急先發割界文字、前往陝西、方解其事。此事他書皆無之、疑与李世輔相關、姑附此俟攷。」ここに引かれた『金中禩書』の内容には史実として信じがたい部分が多く、この記述を全面的に事実として認めることはできない。ただ筆者は本稿で挙げた仮説に関連して、後半部分の記述、すなわち西夏軍の動きをみて四太子(宗弼)が陝西の割地作業を急がせたという記述に注目したい。なお李世輔の活動については後述する。

(12) 西夏・遼・宋の関係については田村実造『中国征服王朝の研究(上)』(東洋史研究会 一九六七年)第四章「遼朝をめぐる国際関係」に詳しい。

(13) 『遼史』卷一一五・二国外記・西夏の記述によると、寿昌六(一一〇〇)年十一月、乾統二(一一〇二)年、乾統三(一一〇三)年の三度にわたって降嫁を請うている。

(14) 『遼史』卷二七・天祚皇帝本紀一。なお成安公主は遼滅亡後まもなくの天会三年九月に死去している(『西夏書事』卷三三)。

(15) 『金史』卷七一・幹魯伝、卷七二・婁室伝、卷一三四・西夏伝など。

(16) 『遼史』卷二九・天祚皇帝紀三、保大三年五月乙卯および六月条。他に『西夏書事』卷三三等に同様の記事がある。

(17) 『三朝北盟會編』政宣上帙二五。『宋史』卷四八六・夏国伝下などにも同様の記事がある。また『宋史』には天会五(一一二七)年九月に宗弼が同様に出兵要請の使者を派遣したことを記している。

(18) 『西夏書事』卷三三・宣和七年八月条の記事による。

- (19) 『西夏紀』卷三三。
- (20) 『西夏紀』卷三三ではこの事件を三月条に繋げているが、『金史』卷三・太宗本紀、天会五年五月条の「婁室降解・絳・隰・石・河中・崑崙・寧化・保德・火山諸城。」という記載から見ると、三月中のこととは考えられない。ここでは『西夏書事』の記事に従う。
- (21) 『金史』卷三・太宗本紀によると、折可求の降伏は天会七年二月戊辰、晋寧の最終的な陥落は同月庚午のことである。
- (22) 齊をめぐる諸問題については外山軍治「劉豫の斉国を中心としてみた金宋交渉」(『金朝史研究』所収)に詳しい。以下、基本的にはこれによる。
- (23) ほぼ同様の記述が『金史』卷一三四・西夏伝にもあるが、地名などが簡略化されている。
- (24) 慕洧は『宋史』『金史』ともに伝のない人物であるが、『宋史』には一部、「慕容洧」という表記で登場している。この時代、「慕」という姓が他の史料に表れないことから、本来は「慕容」が正しいと思われるが、本稿では大部分の史料の表記に従っておく。
- (25) 当時、西夏に帰附しようとする者は多かったが、西夏はこれらを無制限に受け入れていたわけではない。西夏に帰附しようとした段階で既に金と敵対的な行動を取っていた者は、ほぼ例外なく拒否されているからである。慕洧の場合は富平の戦いに参加していたか不明であるが、参加していたとしても、西夏に降ったのは宋の戦後の処置に不満ないし不安を抱いたからで、金軍に追いつめられたからではない。天会八(一一三〇)年に熙州の守将であった宋の劉惟輔が、天会十(一一三二)年に金の耶律余睹が、それぞれ受け入れられなかったのは、彼らが既に金に敵対的な行動を取っていたからである。こうした状況を見る限り、この時期の西夏が金の実力を憚っていたことは間違いない。
- (26) 『大金弔伐録』にも同文が見られる。
- (27) 外山軍治「劉豫の斉国を中心としてみた金宋交渉」(『金朝史研究』第三章第二節)。
- (28) 同様の記事が『建炎以来繫年要録』卷八三・紹興四年十二月丁酉条にもある。
- (29) 『西夏書事』卷三四・紹興六年七月条および同卷三五・紹興七年九月条。その他、『金史』卷七八・劉筈伝にも関連の記事がある。
- (30) 同様の記事は『中興小紀』卷二〇、『大金国志』卷九などにも見える。
- (31) 折氏及び府州については畑地正憲「五代・北宋における府州折氏について」(『史淵』一一〇)「宋代における麟府路について」(『東洋史研究』五一―三)及び国方久史「府州折氏一族の系譜と事績」(『吉備国際大学研究紀要』一)に詳しい。
- (32) 外山軍治「劉豫の斉国を中心としてみた金宋交渉」(『金朝史研究』補注十二を参照)。
- (33) 注(25)参照。
- (34) 『西夏書事』卷三五では五月とするが、ここでは『建炎以来繫年要録』卷二二九の記事により六月とする。
- (35) 注(11)参照。
- (36) 『西夏書事』卷三五の記事による。

(関西大学文学部非常勤講師)